

たつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日条例第38号

改正 平成28年12月27日条例第26号

令和元年6月28日条例第19号

令和2年3月25日条例第10号

令和3年9月30日条例第18号

令和3年12月24日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の

第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日条例第26号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日条例第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「第5号令」という。）第15条で定めるもの
	住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することに関する事務であって第5号令第18条で定めるもの
	たつの市福祉医療費助成条例（平成17年条例第74号。以下「福祉医療条例」という。）による高齢期移行者の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第50条で定めるもの
	福祉医療条例による重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第60条で定めるもの
	福祉医療条例による乳幼児等及びこどもの福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第7条で定めるもの
	福祉医療条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第36条で定めるもの
	たつの市高校生等医療費助成事業実施要綱（令和3年告示第30号。以下「高校生医療要綱」という。）による高校生等医療費の支給に関する事務であって第5号令第7条で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第5号令第15条で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「第7号令」という。）第19条で定めるもの
	住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することに関する事務であって第5号令第18条で定めるもの	住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することに関する事務であって第7号令第22条で定めるもの

福祉医療条例による高齢期移行者の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第50条で定めるもの	福祉医療条例による高齢期移行者の福祉医療費の支給に関する事務であって第7号令第47条で定めるもの
福祉医療条例による重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第60条で定めるもの	福祉医療条例による重度障害者及び高齢重度障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって第7号令第55条で定めるもの
福祉医療条例による乳幼児等及びこどもの福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第7条で定めるもの	福祉医療条例による乳幼児等及びこどもの福祉医療費の支給に関する事務であって第7号令第8条で定めるもの
福祉医療条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給に関する事務であって第5号令第36条で定めるもの	福祉医療条例による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の支給に関する事務であって第7号令第36条で定めるもの
高校生医療要綱による高校生等医療費の支給に関する事務であって第5号令第7条で定めるもの	高校生医療要綱による高校生等医療費の支給に関する事務であって第7号令第8条で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	(1) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第7号令第19条で定めるもの (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって第5号令第15条で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって第7号令第19条で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第7号令第24条で定めるもの	市長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって第7号令第24条で定めるもの